# イギリス首都警察改革再考

――一八二九年法施行の背景―

## 一(はじめに|新警察と旧警察|

の政治家やプレスが新警察と呼んだこの組織の誕生とともの政治家やプレスが新警察と呼んだこの組織の誕生とともにながらも内務省のもとに統合されることになった。当時にの名で親しまれるロンドン首都警察の誕生である。この轄区域に一斉に配備された。現在もスコットランド・ヤー轄区域に一斉に配備された。現在もスコットランド・ヤー警官三○○○名が、セントポールから半径一○マイルの管警官三○○名が、セントポールから半径一○マイルの管

織は、旧警察という一つの概念で括られることになる。

首都警察の誕生をめぐる研究は二〇世紀初頭にはじまり、

としてとらえられることになった。

に、それまで首都圏で機能してきたさまざまな治安維持組

ま物をもって集大成された。彼らが新警察導入の背景としし・ラジノヴィッチやT・A・クリッチリーによる浩瀚なし・ラジノヴィッチやT・A・クリッチリーによる浩瀚な

及ばない旧警察は、資本主義的階級社会にそぐわない遺物力に注目したのは、工業化や都市化に伴う犯罪の増加、政治に注目したのは、工業化や都市化に伴う犯罪の増加、政治の騒擾の深刻化、そして旧警察の腐敗や欠陥であった。一ちがしぼられることによって、階級闘争という新たな要素が加わることになった。新警察が取り締まりの対象としてが加わることになった。新警察が取り締まりの対象としてが加わることになった。新警察が取り締まりの対象として対加わることになった。新警察が政り締まりの背景に立て、関係の表別を表別の背景として注目したのは暴動や政治運動であり、政府は警察を社会統制の手段として利用したとの見方である。中央の統制権の制の手段として利用したとの見方である。中央の統制権の制の手段として対している。

察創設の時期は必ずしも一致しないし、犯罪の増加も一八噴出した問題ではけっしてなかった。暴動の頻発と首都警で指摘されてきた社会的背景はいずれも、この時期新たに問題は、常に研究者の関心を引いてきた。しかし、これま

強調し、一八二九年に至るまでの漸進的な改革を評価する

たのか。一九八〇年代に入ると、それまで旧警察と総称さはたして旧来の制度を根本から変えるような大変革であった強調する方向へとシフトしていった。首都警察改革は、当時の社会情勢にさぐるのが困難な状況のなか、警察研究当時の社会情勢にさぐるのが困難な状況のなか、警察研究当時の社会情勢にさぐるのが困難な状況のなか、警察研究当時の社会情勢にさぐるのが困難な状況のなか、警察研究

フィリップスは、一九世紀初頭の改革があげた「成果」をほどの欠陥を抱えてはいなかったと結論づけた。一方、D・従来の警察研究者が改革論者の言説を無批判に受け入れて従来の警察研究者が改革論者の言説を無批判に受け入れてでの大路を抱えてはいなかったと結論づけた。彼は、一八世紀末から一九世紀初頭にかけて行なわれた警察改一八世紀末から一九世紀初頭にかけて行なわれた警察改

六月という時期は、職権濫用、浪費、汚職といった教区会る。首都警察法案が議会で審議された一八二九年四月から八二九年だったのか」という問題に正面から取り組んでい

る動きが出てくる。

れてきた首都警察誕生以前の治安維持のあり方を再評価す

レイノルズは、新・旧連続説に立ちながらも、「なぜ一の緩やかな変化を描き出すことにも成功している。では独自の改革が進行していたことを明らかにした。また、「は独自の改革が進行していたことを明らかにした。また、域の問題ととらえた改革者の思惑とは別に、各教区レベル域の問題ととらえた改革者の思惑とは別に、各教区レベル域の問題ととらえた改革者の思惑とは別に、各教区レベル域の問題ととらえた改革者の思惑とは別に、各教区レベルを設定している。旧警察に関する初の包括的な研究とも察改革―』である。旧警察に関する初の包括的な研究とも

開している。 共闘した結果、首都警察法案が議会を通過したとの説を展れい・ホィッグ、ラディカルといった政治勢力が反教区会でル・ホィッグ、ラディカルといった政治勢力が反教区会での腐敗に社会の批判が集中した時期でもあった。そこに注

遂げた中央集権化の意義についてもまったくふれられていに対する教区側の反発は看過され、一八二九年改革が成ししかし、新・旧の連続性を強調するあまり、首都警察導入しかし、中央と地方の関係性の変化に、近代的警察いを明確にし、中央と地方の関係性の変化に、近代的警察

か。

都警察改革。そこに何らかの革新性を見出すのはもはや無を与えられながら、その「新しさ」を否定されつつある首の意義はしだいに相対化されていった。新警察という呼称研究の大勢が新・旧連続説に傾くにつれ、首都警察創設

ない。

近年の研究が指摘しているとおり、首都警察が旧警察との化を警察改革の分水嶺ととらえるところから出発したい。本稿は、一八二九年法が実現した首都圏警察の中央集権

いきたい。

意味なのだろうか。

権化が大きな意味を持ったことを示唆してはいないだろうをいてある。首都警察がそれほどのインパクトを持って受し、テムズ河川警察という政府直轄警察も誕生していた。し、テムズ河川警察という政府直轄警察も誕生していた。の警官は一八二一年にはすでにパトロールを開始していたの警官は一八二一年にはすでにパトロールを開始していた。

察創設の背景を長期的・短期的、双方の視点からさぐってス概念の変化と改革主導者の言説に注目しながら、首都警員会報告と下院の議事録である。ナポレオン戦争後のポリは違った角度から考察しようとする試みである。史料とし「新しさ」にせまることで、新警察の誕生を、これまでと「新しさ」にせまることで、新警察の誕生を、これまでと

図するものではない。中央集権化という首都警察改革の(81本稿で行なう首都警察改革再考は、断絶説への回帰を意(81

### 二 下院特別委員会の動き

の帰還兵が労働市場に流入し、小康状態を保っていた政治なかった。一八一五年ナポレオン戦争が終結すると、大量警察に対する関心が高まって以降、議会に目立った動きは一八一一年、ラトクリフ街道の殺人事件をきっかけに、

まこ、一〇一〇年、それまで折す内は牧直の寄せ集めこントルマンは再び革命の恐怖にさらされることになった。テーションが各地で頻発し、首都圏の教区エリートやジェ

にかけて、ピータールー事件に連なる大規模な政治的アジ運動も再燃の兆しを見せはじめる。一八一五年から一九年

を社会問題として認識するようになる。こうした状況のな増を示しており、教区エリートやジェントルマンは、それの全国の起訴件数を公表した。統計は明らかに戦後の犯罪すぎなかった犯罪統計が整備され、政府は一八〇五年以来すた、一八一〇年、それまで断片的な数値の寄せ集めにまた、一八一〇年、それまで断片的な数値の寄せ集めに

翌一八一七年、再び任命された委員会は、酒類販売(。てしまう。

提言は何ら行なわれず、議会でもこの問題は継続審議となっを経て議会に報告書を提出した。しかし、委員会としての

こうして任命された特別委員会はおよそ二ヶ月の調査期間

たくの無力」であるとし、夜警制度の見直しを提案した。

また、別の議員は教区警察を「悪徳を生み出すほかはまっさせるどころか、それを激増させているの(ミ゚)

在する。…このおびただしい死刑規定が、犯罪を減少現在、イギリスには死刑に値する犯罪が六七八九も存行されるようになれば犯罪件数は減少するであろう。たとえ処罰があまり厳しくなくとも、それが確実に執

点をあてた報告書が調査したのは、重罪犯を訴追した者に告書を議会に提出した。しかし治安維持(Policing)に焦ブ)規制に関する報告書と、首都圏の治安維持に関する報翌一八一七年、再び任命された委員会は、酒類販売(パ

る事実は否定できないとして、廃止に対しては慎重な構えした。しかし委員会は、報奨金が訴追の促進剤になっていの温床になっているとして報奨金制度に否定的な見解を示

ではなかった。委員会で証言に立った者は大方、捏造訴追出される議会報奨金制度と矯正院改革の二つで、警察改革

緩和と確実な訴追を訴えた。

激増した原因を刑法体系と訴追制度の欠陥に帰し、刑罰のが任命された。議会で演説に立ったベネット氏は、犯罪がか、首都圏の治安維持の現状を調査する一八一六年委員会

を見せている。

委員会は今後調査を要する最重要課題として警察制度の

整備を掲げたものの、踏みこんだ議論は一切行なわなかっ

た。「首都圏の治安維持(Police of Metropolis)」といっ

たときに、矯正院や議会報奨金の問題が議論され、夜警制

葉が、今日のように、犯罪を取り締まる機関を意味するも 度には何ら言及がなされなかった事実は、ポリスという言 し、警察法廷という言葉が明示しているように、犯罪者を

従来の治安維持のあり方を一変させるものであった。しか

スタブルの有給化と管轄区域の拡大という二点において、

する調査結果が報告されている。警察法廷の設置は、 都圏の七つの地域に設置された有給治安判事警察法廷に関

コン

で構成されていた。警察に関してはまず、一七九二年に首

のではなかったことを示唆している。この言葉が、より広 この時点では未分化であった。 取り締まり、起訴する「警察」とそれを裁く「法廷」とは

た。一八一八年委員会は、こうした現状をふまえ、首都圏 事法廷のほかに、街路統制委員会や有料道路委員会といっ 立することになった。教区を基盤とした夜警や有給治安判 た組織も、教区の境界をこえて独自の警察力を保持してい 七つの警察法廷の開設で首都圏には複数の警察当局が濫

Police)の設置について討議している。当局の濫立が、管 の警察機能を統括する中央警察委員会 (Central Board of

轄区域の重なりや無法地帯を生み出しているとの指摘もな あった。 されたが、最終的に委員会が下した決断は否定的なもので

本委員会は、中央警察委員会の設置を今回は見送るこ とにした。たしかに犯罪の数は激増したけれども、そ

を調査した前半部分と、監獄の現状をまとめた後半部分と ことである。委員会が議会に提出した報告書は、警察制度 て扱われるようになるのは、一八一八年委員会設置以降の たのである。

(lighting)、舗装 (paving)、清掃 (cleaning) をも含め 単独で機能するものとは考えられておらず、 街灯 よる巡回制度(watching)ばかりではなかった。 夜警は ても明らかである。「改革」の対象となったのは夜警団に 区が取り組んだ治安維持改革(Reform of Policing)を見 い含意を持っていたことは、一九世紀初頭に首都圏の各教

た街路統制(street control)全般が、議論の対象とされ

犯罪を取り締まる機関としての警察が単独のテーマとし

的には「多少の危険や治安の悪化は自由の代償である」と 委員会は、予防警察創設の必要性は認めながらも、 利を犠牲にすることなどできない。

にさらされようとも、社会が享受しているあらゆる権 されるべきだ。……人びとの財産や命が、ときに危険 国家の治安維持は、合理的で人道的な法律によってな 人びとをお互いのスパイにしてしまうだろう。 自由な トを主人の行動を見張るスパイにし、あらゆる階級の とはできない。……それは、すべての家のサーヴァン

などによって、即座に情報が伝達されるシステムが整っ 関しては、日刊紙や警察法廷判事との通信、警察官報 れはあまり深刻な性質のものではないし、凶悪事件に

ているからである。

の立場を貫いた。しかし、一八一八年委員会が、犯罪を取 **— 84** 

り締まる警察を単独で調査したことの意義はけっして小さ

くない。それまで首都圏の治安維持の問題は、街路統制の

革の流れで議論されるかのいずれかでしかなかった。一八 れ、犯罪の取り締まりを行なう一つの機関として認識され より広い意味での治安維持ないしは社会統制から切り離さ の頃までに警察(Police)はパブや監獄の規制を含んだ、 層の治安維持観が微妙に変化したことを物語っている。こ 一環としての夜警制度の問題に収斂するか、刑法、監獄改 一八年委員会が警察に焦点をしぼったという事実は、支配

である以上、政府にそれを実行に移すよう提言するこ きるが、そうしたシステムは国民にとって不快なもの

るようになっていた。

とは間違いない。しかし問題は目的ではなく手段にあ 犯罪を罰するより、それを予防する方が得策であるこ

唯一の道」だとされたのである。

能なものであり、それこそが「国家の幸福を安定的に保つ

警察組織の集権化でなくとも「宗教や道徳の力」で達成可 しつつある」との楽観論が展開された。「犯罪の予防」は、 な問題」として処理され、「人びとのモラルは徐々に回復 る。報告書では、統計がつきつけた「犯罪増」は「一時的 も、最終的には中央集権化に否定的な見解を示すことにな 年委員会は、「犯罪の予防」を最重要テーマに掲げながら 情報網で対処できるとの判断を下した。こうして一八一八 したのは徴罪にすぎず、重罪についてはメディアを介した 委員会は「近年の犯罪増」は率直に認めながらも、増加

る。委員会は完璧な警察システムを構想することはで

して認識されるようになった背景として、犯罪の予防とい 警察が、監獄や法廷とは違う独自の機能を果たすものと Ξ ロバート・ピールのイニシアティヴ

(一) ロバート・ピール登場 -一八二二年改革の限界-

警察理念がイギリスに与えた影響を重視している。それは、

ズは、一八世紀半ば頃までに大陸諸国に浸透していた予防 う新たな概念の形成を挙げることができる。J・スタイル

国家警察を擁していたフランスへの脅威の表れとしても解 この時期すでに日常的な監視(=予防)にもとづく強力な ピールがイングランドの内相に就任したのは一八二二年の アイルランドの首相として数々の業績を残したロバート・

釈できよう。

の設置を議会に提案した。 ことである。ピールは着任早々、警察に関する特別委員会 持の現状を調査する委員会が幾度も任命されてきた。 一八一六年、一七年そして一八年と、わが国の治安維

の精神に反しない、完璧な警察組織を作ることである。 てもらいたい。その理念とは、首都圏に、自由な国家 る。……次に掲げる理念のもと、確実な調査を遂行し この問題はわが国の刑法改革とも密接にかかわってい かわらず、調査の継続を提言するにとどまってきた。 警察改革の展開からも明らかである。ピールをはじめとす 八二九年法施行後も続いた反対運動や一八三九年以降の州 ギリス社会に浸透していたわけではなかった。それは、一 しかし、予防警察理論は一部の研究者が強調するほどイ いずれの委員会も、有益な情報を数多く集めたにもか

刑法の統廃合、死刑規定の削減、刑事訴追制度の改正で

置づけることによって、警察改革に対する関心を高めよう 名を馳せたピールは、警察問題を刑法改革の延長線上に位

#### て巧みに利用しはじめる。

存在は、首都警察のスタイルを先取りするものとして注目 通りを巡回するデイ・パトロール隊(一八二二年創設)の

された。改革主導者たちはそれを予防警察の「前例」とし

た大陸の国家警察にはふれず、有給治安判事警察法廷やテ る改革主導者たちは、専制支配のトゥールと認識されてい

を見出す戦略に出た。特に「制服」を着用して「昼間」に ムズ河川警察といった国内の既存の組織に予防警察の原型

を宣言したあたりに、首都圏警察の中央集権化に向けた彼 なわれてきた緩やかな改革とは一線を画す「完璧」な改革 批判をかわすために「自由」を強調する一方、これまで行 構想していたが、議会では明言を避けた。集権化に対する 一八二二年報告書がまず指摘したのは、現行制度の統一 ら明らかにしている。 ろう反発を十分予期していたことを、一八二六年の書簡か リップスは、ピールが法律通過後に新警察が直面するであ かかる。ピールの敵はシティばかりではなかった。D・フィ し、「ロンドン・シティを除外してセントポールから半径 ドン・シティの猛反発があった。ピールはその教訓を生か 権化を提言できなかった背景には、自治特権を有するロン 一○マイル以内」を管轄する新警察創設の素案作りに取り

首都圏の治安維持に携わる諸組織は各々完全に独立し

性の欠如であった。

の決意がうかがえる。

とした。ピールは、内相就任時から中央集権警察の創設を

ピール自らがイニシアティヴをとった委員会が、中央集

の連携はまったくといっていいほどとれていない。(※) ており、相互協力もままならない状態にある。教区間

ほのめかした。しかし結局は、「効果的な警察の創設とわ システムの創設が不可欠であるとし、言外に中央集権化を 委員会は、こうした現状を打破するために、新たな警察

きないだろう。

が国の特権として長年享受されてきた不干渉、完全なる行

意見を封じることができなかった。 委員会は、中央集権警察を治安維持の効率化に欠くことの 動の自由を調和させるのは困難である」との結論に至る。 な権力を与えることがイギリス的自由をそこなうとの反対 できない装置であると認識しつつも、そうした組織に絶大

していた。

区にとって、それは既得権の剥奪と地方自治の侵害を意味

合や教区当局の団結した反対運動を克服することはで おそらく私の計画はあまりに壮大すぎるので、 教区連 -86

警の統制権を剥奪し、国家にそれを委譲するというもので あった。長年にわたって独自の治安維持を行なってきた教 ピールが構想した新警察は、首都圏の複数の当局から夜

### (二) 一八二八年委員会報告書

代の恩師エストコート議員を頂点に、ミドルセックス選出 会の任命にのぞんだ。委員会は、オックスフォード大学時 の議員とロンドン・シティ参事会員二名、首都圏有料道路 一八二八年一月、ピールは万全の態勢を整え、特別委員

都圏警察に関する複数の利害関係者がバランスよく配置さ 教区役人、新聞記者などさまざまな人物が証言に立った。 コンスタブルをはじめ、各地方の治安判事や監獄関係者、 れている点が特徴的である。委員会では、警察法廷判事や トラストの理事、改革擁護派の議員二名で構成された。首

リチャード・バーニーは、一八二三年から二六年までのあ である。たとえば、ボウ・ストリート警察の主任判事サー・ 移動するという犯罪者移動説(migration theory)の影響 機構が整備されている地域からそうでない地域へ犯罪者が

証言者の犯罪観にほぼ共通して見られるのが、治安維持

周辺教区で強盗事件が多発していることについて、キング 農村地域へ逃げ込んだとしか考えられません。」同様に、 首都の郊外地域です。犯罪者がロンドンから閉め出されて、 われて以下のように答えている。「増加が著しいのは主に いだに、首都圏の犯罪件数が四倍増になっている原因を問

> 隣の教区の関係者に、キングストンが泥棒を追いやったと た連中が取り締まりにあって、近隣地域に移動したらしい 責められました。以前キングストンで悪事をはたらいてい のです。」

ストンのコンスタブルは以下のように証言している。「近

激増している」と統計上の事実をつきつけても、「数値よ 自身の管区の「犯罪増」を否定しようとした。ミドルセッ りも経験を重視する」という判事は、「人口が激増してい 員会側が「一八二○年以来、ミドルセックスの犯罪件数は クスのクリスロー判事の場合は、その極端な例である。 治安維持に対して何らかの責任がある以上、証言者は、

二六%との著しい対比で強調して見せた。また、一八一一 よびミドルセックス)の犯罪上昇率四一%を、全国平均の は、まず一八二一年から二八年までの首都圏(ロンドンお にかけられた一八二九年四月一五日、演説に立ったピール し、ピールは統計数値の羅列で応酬した。法案が第一読会 る割には厄介ごとは少なくなった」とゆずらなかった。⑶ 人口の増加を理由に実質的な犯罪増を否定する意見に対

れ、犯罪件数は五五%も増加しているのに対し、人口は一 年からの七年間と、一八二二年からの七年間の比較もなさ

罪問題の深刻さを、全国平均を引き合いに出すことでアピー 激増は、人口の増加だけでは説明できない」ことを強調し 九%の伸びにとどまっていることが示された。首都圏の犯 ルしただけでなく、人口増加率と比較することで「犯罪の

抜粋された。

た一八一八年報告からは、提言とは矛盾する以下の部分が

育改革が一定の成果をあげてきたのは事実だが、少年犯罪 機構の未整備の五点であった。少年非行に関しては、「教 の激増を食いとめるには十分ではない」として、デイ・パ

蒸留酒の低価格化、失業率の上昇、少年非行、そして警察

報告書のなかで、犯罪の増加原因とされたのは、人口増

たのである。

しさ」であり「売り」でもあった。しかし委員会は一方で、 たデイ・パトロールは、ピールが構想する首都警察の「新 トロールの必要性が強調された。従来の夜警が果たせなかっ

首都警察改革と先行改革との連続性も強調しようとする。

一八二二年までの委員会がいずれも、首都圏警察の中央集

も果たしていた。

ば、「夜警システムは十分機能している」との提言を行なっ することで改革の必然性をアピールしようとする。たとえ はある程度認めていた。一八二八年報告は、その点を強調 ある。しかし、これらの委員会も現行制度の欠陥について 権化を否定し、現状維持を貫いたことは前述したとおりで

トリート警察法廷判事と委員会のやりとりである。(④)

いる現行制度は明らかな非難にさらされている」との一文 同様に、一八二二年報告からは「複数の当局が混在して 能力いずれの面から見ても完全に非効率的である。(※) 全般的に見て機能しているとはいいがたく、人員数、 法の執行はきわめて杜撰に行なわれている。…夜警は

先行改革との連続性は、ピール演説でも強調された。議

が引用された。

権化という一八二九年改革の革新性を巧妙に覆い隠す役目 主張は、改革の必然性をアピールするだけでなく、中央集 にも明らかだ」と発言している。先行改革からの連続性の 会で彼は、「委員会報告書、とくに最近のものを見れば、 わが国の警察がまったく効果を発揮していないのは誰の目

員会側の思惑が見え隠れする。以下に挙げるのはボウ・ス 化に関する意見をもとめているが、その質問の仕方には委 央集権化にあった。委員会は、すべての証言者に中央集権 一八二八年委員会の目的は、あくまでも首都圏警察の中

答え「必要ないような気がします。ボウ・ストリートに を必要とする地域があれば、我々はそれに応えて は他の警察を統率する権限はありませんが、援助 ら、治安維持の効率は上がると思いますか。」 革を困難にしていることを十分認識していた。 側の警戒感がうかがえよう。委員会は、こうした反発が改 政府の役人が地方行政に立ち入ってくることに対する教区 は抵抗感が強い」と証言している。警察の統制権をたてに、 ている教区の行政権に、政府の役人が手出しをすることに 方当局の躊躇はないとしながらも、「別の法律で規定され 喪失、地方自治への侵害などさまざまだった。アクトンの コンスタブルは、夜警の統制権を政府に委譲することに地

質問「ロンドンおよびその郊外に中央警察が創設された

中央集権化に対する反発の原因は、増税、パトロネジの

質問「夜警で十分だということですか。」

います。」

答え「もちろんそうではありません。」

答え「いいえ。」 質問「教区当局は夜警をしっかりと統率していますか。」

質問「現在の教区夜警制度の変革なしに、ロンドンおよ びその近郊に、犯罪を予防するためのシステムが

答え「首都圏全域の警察制度改革なしに、犯罪予防に向 中央集権化に消極的な証言者に、夜警制度の不備をつく けた効果的な対応ができるとは思いません。」 確立されるとお思いですか。」

査を進めていたことをうかがわせる。 八二八年委員会が当初から中央集権化を提言する目的で調 認めさせている。随所で見られたこうした誘導尋問は、一 ことで、結局は「首都圏全域の警察制度改革」の必要性を

> 純化し、詳細をつめていくのは困難な作業である。ま 古くからの慣習を廃止し、複雑に入り組んだ制度を単

しかし、委員会証言からも明らかなように、効果的な夜警 区単位の夜警制度の構造的欠陥を指摘する必要があった。 だとされた。委員会が中央集権化を提言するためには、教 な警察システムを確立する必要性を考えれば、克服すべき」 しかし、こうした困難も「この大都会ロンドンに効率的

ジや権力を一つにまとめるのも難しい。

た、現在多くの組織が行使しているある種のパトロネ

な改革に反発した。報告書はこの点にふれて以下のような を維持している教区は現実に存在し、首都圏全域の抜本的

— 89 —

議論を展開する。

いた教区から、その周辺の、複数の当局が各々の安全

る。しかし、問題を首都圏全域でとらえた場合には、すばらしい夜警制度を維持している教区もなかにはあ

たとえ各教区が、法律によって効率的な夜警制度を確現行制度は非効率的であるといわざるをえない。……

それを行使したとしても、相互協力のための安全性や立する十分な権限を持ち、最大限の正義と思慮深さで

組織としての一体性を持たせるのは困難であろう。(※)

統一性の欠如こそが、効果的な治安維持を妨げ、責任の所教区が独自に運営する現行の夜警制度には統一性がない。

在をあいまいにしているとの議論である。一八二八年報告

「例外」の無意味さを、犯罪者移動説を根拠に指摘するこ革に一定の理解を示した。しかし同時にピールは、一部の警を保持しているところもある」として、教区レベルの改と同様ピールも、「首都圏の教区のなかには、効果的な夜

度しか持っていないという状態で、一体どんなメリッその周辺の五つか六つの教区はみな非効率的な夜警制一つの教区だけが効率的な治安維持を行なっていて、

トがあるというのだろうか。泥棒たちを監視の行き届

を保証することで同意がもとめられた。首都警察が「予防」

とも忘れてはいない。

の効果的な治安維持を阻んでいるとの論理展開である。最 を員会が問題視したのは、教区ごとの「格差」であった。 を員会が問題視したのは、教区ごとの「格差」であった。 とになりかねない。 を員会が問題視したのは、教区ごとの「格差」であった。 とになりかねない。

ことで、教区に対する若干の譲歩が示されている。た。夜警に関する統制権の引継ぎは段階的に行なうとするる警察署を創設し、内務大臣の直轄下におくことを提言し終的に委員会は、夜警をも含めたあらゆる警察隊を統括す

制度を備えていない教区に関しては、増税に見合った効果的な夜警を保持している教区に関してのみで、十分な夜警アピールする。しかし委員会が削減を確約したのは、効果委員会は経費削減を繰り返し強調し、警察機構の効率化をするものとされた。増税に対する教区の反発を考慮して、警察維持費に関しては各教区が税金というかたちで負担

犯罪の激増、夜警制度の不備を理由に、安価で効果的な警 にかけられた。演説に立ったウェリントン公爵は、近年の それから二週間後の六月五日、首都警察法案は第二読会

託され、再度の承認を得た。

との答弁に終始している。その後、法案は再び委員会に付

解をもとめた。しかしシティの除外に関しては、「ウェス 書の内容はすでに大方の了承を得ていることを強調し、理

一八二八年委員会は満場一致で提言を行なったこと、報告

トミンスターよりはるかにすぐれた夜警を維持している」

ら外されることになった。

以内とされ、当初の予定通り、ロンドン・シティは対象か 首都圏の管轄区域は、中心部より半径八ないし一〇マイル 費用が削減されるとの予防警察理論が展開されたのである。 した犯罪件数の分だけ、起訴や審理、裁判、懲罰にかかる

察の創設を訴えた。ピール演説の縮小版ともいうべき、改

革全面支持の内容である。しかしここでも、シティの除外

に対する反対意見が出された。ダラム卿は、首都警察法案

**— 91 —** 

らば、シティが除外されるのはおかしいとして、「この種 の趣旨が「警察の行動の統一性をはかること」にあるのな

かし、そうした「シティの特別扱い」は、犯罪者移動説を を実現するためにシティの反発をかわす必要があった。

た。ピール率いる改革推進派は、首都圏警察の中央集権化 の実験は、まずシティでこそ行なわれるべきだ」と主張し

な矛盾点を与えることになった。従来、警察研究者はピー

「ロンドン・シティが対象から外されているのはきわめて

○日の議会で反対派の議員の指摘するところとなった。

実際、この矛盾は法案が第一読会を通過した後の五月二

する計画には賛成しかねる」との意見に対し、ピールは、 不公平であるし、地方から剥奪した権限を内務大臣に委譲 的な夜警を維持する教区に対する言説とは、明らかに矛盾

する姿勢である。

として示されたのは、単にシティが独自の警察を効果的に

かにその反発を恐れての措置であった。しかし、その根拠

ロンドン・シティを首都警察の管轄外としたのは、明ら

十分行なわれていると信じるからである。<sup>(g)</sup>

りはない。シティの諸組織については実質的な改革が 警察および夜警に対して保持している権限を侵すつも 本委員会は、ロンドン・シティ当局が、現在シティの

運営しているという委員会側の判断にすぎなかった。効果

根拠とした首都圏警察の中央集権化という主張に、明らか

てこなかった。政府がもちいたダブル・スタンダードが、 案審議の段階で、その点に批判が集中した事実には注目し ルが戦略としてシティを除外したことに言及しながら、法

いずれも、首都圏の警察制度の抜本的な改革を行なうには

改革の正当性のほころびとなったことは、もっと強調され ていいはずである。

首都警察創設時のダブル・スタンダードは、その後に大

を創設したシティは、数度にわたる合併の危機を乗りこえ きな禍根を残すことになった。一八三〇年に独自の新警察

にしたい。 るまで維持された背景については、稿を改めて論じること は他に例を見ない。警察に関するシティの特権が現代に至 (それも中心部)が、こうした形で独立した警察を有する国 て、今なお独自の警察力を保持している。首都圏の一部

日に国王承認を得た同法案は、七月一九日に施行され、警 この日、首都警察法案は第二読会を通過した。六月一九

ತ್ಯ

を唯一の改革の道として正当化することに成功したのであ

#### お

官のリクルートが開始される。

四 わりに

ナポレオン戦争終結以後、あいついで発足した委員会は

提示し、警察改革を、この時期すでに一定の成果をあげて 告とは異なる特徴があった。報告書はまず、統計数値の羅 的自由の前に改革を断念せざるをえなかった一八二二年報 筋をつけた一八二八年報告書とピール演説には、イギリス 至らなかった。中央集権化を提言し、首都警察創設への道 列によってナポレオン戦争以来の犯罪増を社会問題として

ことで教区側の反発を論理的に封じた。いわば教区レベル を明示しようとしたのである。委員会は、一部の教区警察 の「緩やかな改革」の限界を指摘することで、中央集権化 の有用性は認めながらも、教区間の「格差」を問題視する て、犯罪への事後対策から予防対策へという改革の方向性 いた刑法改革の延長上に位置づけた。そうすることによっ

通過したのは、シティの特別扱いの賜物だといっても過言 法案通過には欠かせない戦略であった。法案が無事議会を ドが適用された。首都警察の管轄からシティを外すことは、

一方、ロンドン・シティには完全なダブル・スタンダー

ではない。しかし、委員会が示した根拠は薄弱であった。

持することについては、十分な合意形成はできていなかっ しかし中央集権化、すなわち国家が首都圏の警察権を保

なかった。しかし同時にそれは、改革理論を正当化するさ 央集権化への足がかりをつけたい政府側の戦略にほかなら の審議過程でも指摘されている。シティの特別扱いは、中 である。シティをめぐる委員会報告書の論理矛盾は、法案 を維持する」がゆえに、引き続き特権行使を認められたの を剥奪されたのに対し、シティは、「効果的な独自の警察 「効果的な独自の警察を維持する」教区は、警察の統制権

よう。

これを如実に示している。警察改革の舞台は、すでにこの 関する特別委員会の単独の調査対象となっていった事実が

時期、教区から首都圏あるいは国家へと移っていたといえ

とで、警察は法廷や監獄からは独立してとらえられるよう

になった。一九世紀が進むにつれて、警察が、治安維持に

いの重大な欠陥ともなりえたのである。

一八二八年委員会発足時には、予防警察に対する関心は

察に対する不信感の根深さを痛感したピールは、先行改革 は無視しえないものがあった。一八二二年改革で、国家警 都警察の創設に対し、イギリス的自由を掲げた陣営の反発 八三九年以降の州警察改革の展開からも明らかである。首 た。それは、一八二九年法施行後も続いた反対運動や、

二年に誕生したデイ・パトロール隊は、首都警察の視覚的 警察、そして有給パトロール隊であった。とくに、一八二

察でも植民地警察でもなく、国内の有給警察やテムズ河川 委員会が首都警察の「前例」として利用したのは、大陸警 との連続性を強調することで、反発を克服しようとする。

された。ピールは、「旧体制に最後のメスを入れる」こと な新しさである制服、デイ・パトロールの先例として利用

る。街路統制の一環としての巡回(watching)ではなく、

ナポレオン戦争後の治安維持観の変化を挙げることができ

予防警察に対する関心が高まったもう一つの背景として、

ならない。

支配のトゥールとして認識されることを恐れたからにほか

た。それは、これらの警察に言及することで、首都警察が ルも、大陸の国家警察や植民地警察にはまったくふれなかっ 存在があったと考えられる。しかし一八二八年委員会もピー

権化に着手した背後には、大陸の国家警察や植民地警察の ある程度高まっていた。この時期、政府が首都圏警察の集

犯罪を取り締まる機関としてのポリス概念が形成されたこ

**—** 93 -

反発をかわすだけでなく、新警察の「効果」を保証する意 いった予防警察の「前例」を示すことは、中央集権化への 性を巧妙に覆い隠した。有給、制服、デイ・パトロールと に委員会の存在価値をおくことで、中央集権化という革新

拠を提供した。しかし改革の目的が、反発の根強かった中

だとして反対する声に対しては、一八二二年改革でその不 デイ・パトロールの開始におく一方で、日常生活への介入 年に創設されたデイ・パトロール隊をめぐる議論に顕著で 革との「連続性」を巧みに使い分けた。それは、一八二二 味でも不可欠であった。 ある。報告は、改革のメリットを、夜警制度の欠陥である 一八二八年報告は、首都警察改革の「革新性」と先行改

る声に対しては、改革の革新性を強調することで対処した との連続性を主張することで、現行制度の有効性を主張す ルは、中央集権化に対する反対意見に対しては、先行改革 すでに先行改革が生み出していた「前例」でもあった。ピー 警では果たせない首都警察の「新しさ」であると同時に、 干渉性は証明済みだと主張した。デイ・パトロールは、夜

註

である。

九世紀初頭の諸改革を評価しようとする研究者に格好の論 一八二八年報告書が強調した先行改革との連続性は、一 のである。

多くの委員会がこえられない壁であった。一八二八年報告 集権化に対する激しい反発は、一九世紀初頭に任命された は、その壁を巧みなレトリックでこえることに成功したの 警察創設に向けた理論固めという使命を帯びていた。中央 安維持状況の実態を写すものではない。それは、中央集権 ればならない。報告書のなかの言説は、必ずしも当時の治 らわれた言説は、自己正当化の論理として読み直されなけ 央集権化の実現にあったことを考えれば、報告や演説にあ

( ¬) Radzinowicz, L. and Hood, R., A History of the History of Police in England and Wales 900-1966 1750, 5vols, London, 1948 - 86; Critchley, T.A., A English Criminal Law and Its Administration from London, 1967.

(a) Palmer, S.H., Police and Protest in England and nity: The Formation of English Provincial Police Ireland 1780 - 1850, Cambridge University Press, 1988; Steedman, C., Policing the Victorian Commu-

Plague of Blue Locusts: Police Reform and Popular

Forces, 1856 - 80, London, 1984; Storch, R., "The

International Review of Social History, 20, 1975 Resistance in Northern England, 1840 - 57"

Do., "The Policeman as Domestic Missionary

- (∞) *Ibid.*, pp.144-145. and Police Reform in Metropolitan London, 1720-1830, London, 1998
- (9)ロンドンはラトクリフ街道で起こった連続殺人事件。 犯人 は夜間、民家に侵入し一家を惨殺した上、わずかな現金を
- 奪って逃走。その残忍な手口にロンドン中が震撼した。事

(∞) Emsley, C., Policing and Its Context, 1750 – 1870

Urban Discipline and Popular Culture in Northern

England, 1850-1880", Journal of Social History, 9,

Crime and People in England and Wales, 1829-1888"

New York, 1983; Jones, D.J.V., "The New Police

Transaction of the Royal Historical Society, 33

(□) House of Commons Parliamentary Debates (以下、 (\(\mathbb{Q}\)) Philips, op.cit., p.180. T.A., The Maul and the Pear Tree: The Ratcliffe 件の詳細については、James, P.D. and Critchley, P.D.), 3, Apr., 1816, p.889 Highway Murders 1811, London, 1971.(森広訳「ラト クリフ街道の殺人』国書刊行会、一九九一年。)

**—** 95 **—** 

(2) Parliamentary Papers, 1816 V, Select Committee on the State of the Metropolis. 委員会では、ボウ・ストリー 係者(七名)、監獄関係者(四名)などが証言した。 治安判事(一七名)、パブの経営者や商人(八名)、教区関 トおよび七つの有給冶安判事警察法廷の関係者(六名)や

(15) Philips, D., 'A New Engine of Power and Authority:

Justice History, 10, 1989.

(4) Paley, R., "An Imperfect Inadequate and Wretched

1983, p.157

System? Policing London before Peel", Criminal

- (4) Parliamentary Papers, 1817 VII, Select Committee on the State of the Police of Metropolis and
- Police Reform in Eighteenth and Nineteenth Century
- (Φ) Styles, J., "The Emergence of the Police:Explaining

Social History of Crime in Western Europe since

*1500*, London, 1980, p.182

and Parker, G. (eds.), Crime and the Law:The England 1780-1830', in Gatrell, V.A.C., Lenman, B The Institutionalization of Law Enforcement in

Mins. of Ev., App. (Police). (公片、P.P., 1817 VII) Rep., Mins.of Ev., App. (Licensing), Second Rep., Execution of Laws for Licensing of Victuallers, First (22) Styles, op.cit., p.20. また、M・ブローグデンは一八二九 されていた予防警察が本国に与えた影響を重視している。 年以前にコロンボ、ボンベイといった植民地ですでに設立

Colonial Dimension", British Journal of Brogden, M., "The Emergence of the Police:The

<u>15</u>

「犯罪者を処刑台送りにした報酬」という意味からブラッ

ド・マネーとも言われた。一六九二-三年法で、路上窃盗

Criminology, 27, 1987.

(23)拙稿「イギリス新警察の誕生-州警察改革を中心に-」 『寧楽史苑』第四二号、一九九七年。

(A) P.D., 15, Mar., 1822, p.1166

(25)ピールは一三○あまりの窃盗に関する法律を五つに統廃合

し(一八二六年法)、訴追費用の公的援助を多くの軽犯罪

(&) Parliamentary Papers, 1822 IV,Select Committee on ランドの刑法改革、大法官裁判所改革にも積極的に取り組 に拡大(一八二七年法)した。また、監獄改革やスコット んだ。Philips, op.cit., p.179; Reynolds, op.cit., p.128

**--** 96

(17)ポリスという言葉に対するイギリス人の抵抗感については、

アン』に見る警官の職業意識-」『史林』第八二巻五号、 拙稿「ヴィクトリアン・ボビーの形成-『ポリス・ガーディ 制度は一八一八年に廃止される。Philips, op.cit., p.179

(18)Reynolds, op.cit., p.35. 近藤和彦氏は、一八世紀の改良・

一九九九年。

街路委員会においては、警察も衛生も安全も「快適の水準」

(16)P.P., 1817 VII, p.323.なお死刑判決に対する議会報奨金

与えられたのがはじまりとされている。3&4 WilliamIII 犯を逮捕、起訴した者に有罪確定後四○ポンドの報奨金が

MaryII, 2, c., 8.

(27) Ibid., p.101 Mins.of Ev., App., pp.99. (运片' P.P., 1822 IV) the State of the Police of the Metropolis, Rep.,

(28)一八二二年委員会は、首都圏警察の中央集権化を提言する ことはできなかったが、警察法廷判事の権限強化やデイ・

パトロール隊の創設といったその後の改革の足がかりをつ

Parliamentary Papers, 1818 VIII, Select Committee

たとしている。近藤和彦『文明の表象 英国』山川出版社、 「市民の誇り」をめぐる公共プロジェクトとして審議され

一九九八年、一四〇--一四一頁。

on the State of the Police of Metropolis, Third Rep.,

(\mathref{R}) P.P., 1822 IV, p.75, 83, 88. けることに成功している。Reynolds, op.cit., p.116

(S) Critchley, op.cit., p.47.

- (집) Ibid., pp.32-33.
- (≈) *Ibid.*, p.23.

Mins.of Ev., App.

- (ন্ন) Philips, op.cit., p.187

(会) *Ibid.*, pp.878-879.

P.D., 15, Apr., 1829, pp.877-879

- (음) Parliamentary Papers, 1828 VI, Select Committee on Cause of Increase in Number of Commitments and
- 1828 VI)

Police of Metropolis, Mins.of Ev., p.41. (以下、P.P., Convictions in London and Middlesex, and State of

- (3) *Ibid.*, Mins.of Ev., p.246 (종) *Ibid.*, Mins.of Ev., p.226
- (第) *Ibid.*, p.869.

(\(\preceq\)) P.D., 15, Apr., 1829, pp.869-871.

- (55) P.P., 1828 VI, p.7.
- (%) *Ibid.*, p.8.
- (第) *Ibid.*, p.23. (\$) Ibid., p.24.
- (4) P.D., 15, Apr., 1829, p.868
- (4) P.P., 1828 VI., Mins.of Ev., p.46.
- (鞏) *Ibid.*, Mins.of Ev., p.219.
- (4) *Ibid.*, p.21. (4) *Ibid.*, p.21.
- (4) *Ibid.*, p.873. (\(\perp)\) P.D., 15, Apr., 1829, p.872.
- (\(\pi\)) P.P., 1828 VI, pp.30-31.
- )夜警税(watch rate)のかわりに警察税(police rate) を導入し、税額はすべての教区で統一するものとされた。

- (S) P.D., 5, Jun., 1829, p.1750 (云) P.D.,20, May, 1829, p.1488 本稿は、平成一一年度文部省科学研究費補助金(特別研
- 究員奨励費)による研究成果の一部である。

(付記)

(33) Ibid., p.1753.

#### 会 報

◇奈良大学史学会総会

(広報局長)

柴田芽求美

(総務局長)

曽田 二宮

洋子

(四回生委員)

川野

哲

茜

都築

中内

百恵

麻衣 静佳

古市

悦康

湯本 福山 島袋

可奈

依光

譲治 一志 清垣祭企画実行局長)石橋

(副代表)

五月二十九日 (土)、本学において、第十七回奈良大学

史学会総会を行った。一九九八年度の決算・会計監査報告 事業計画案とそれに伴う予算案が提案され、それぞれ原案 及び事業報告が行われ、ついで一九九九年度の役員人事案・

一九九九年度の役員は以下の通り。 正

どおり承認された。

▽会 長 菅野

▽教員委員 ▽副会長

(庶務・会計)

岩雄

守山 青木

(監査)

(編集)

(庶務・交換)

松本

祐也

渡辺 花房 鎌田

道隆

記生 芳夫

▽学生委員

(代表)

和田 本郷

寛樹 統章

美菜子 毕 高継

(三回生委員)

神戸

雄佑

木下 綾

小森智香子 神崎 前

一回生委員) 暁子 市川 裕子 伊藤 大樹 井上あゆみ

水本 竹岡

泰宏 鈴木 二ノ宮崇司 啓史 康治 高橋 兒島 広光 野村 高宗真一郎 坂田陽一郎

祐子

片山 入澤

絵里

上田

哲平

小野真悠美

尾上由希子

城野

岳雄

(二回生委員)

健次

平畑 川田

典之 祐介

堀之内寛郎